

JOC競技別強化センター支援補助金の事務手続きについて

1. 県へ交付申請提出（事業着手の14日前まで）

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 県から交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先に郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象事業が完了し、該当するすべての補助対象経費の支払が完了した日

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先に郵送・持参してください。

5. 県へ実績報告書提出 （完了・廃止・中止から30日以内または4月20日のいずれか早い日）

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※申請者の状況に応じて概算払も可。

資料提出・問い合わせ先

鳥取県 地域社会振興部 スポーツ振興局 スポーツ課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話：0857-26-7905 電子メール：sports@pref.tottori.jp